



事例 新紙幣発行に伴うトラブル

20年ぶりの発行

- ・金融機関の職員を名乗る人から「新紙幣の発行に伴い旧紙幣が使えなくなる。こちらに旧紙幣を預けてもらえば、すぐに新紙幣と交換する」という電話があった。
- ・その後、自宅に訪問してきた金融機関の職員を名乗る人に旧紙幣を渡した。
- ・その人が新紙幣を持ってくることはなく、そのまま連絡がとれなくなった。



アドバイス



おことわりします

1. 新紙幣発行後も、引き続き旧紙幣を使えます。
旧紙幣はその価値を失うことはありません。
2. 交換してあげると言われても他人にお金を預けてはいけません。
金融機関や行政機関が新紙幣への交換を求めることはありません。
3. 新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、最寄りの消費生活センター、警察署に相談しましょう。

こんなケースにも注意

- ・「その新紙幣は偽札だ」と言われ、交換を求められた。
- ・タンス預金を銀行で新紙幣に交換すると税務調査が入るかもしれないので、当社が一時預かって交換すると言われた。
- ・新紙幣がATMで使えるか調査しているため、モニターとして私の指示に従ってATM操作に協力して欲しいと言われた。



新紙幣について
知りたいときは



・2024年7月3日、新しいお札が発行！（政府広報オンライン）

<https://www.gov-online.go.jp/article/202406/entry-6075.html>

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや
188



（お近くの消費生活センターにつながります）

令和6年8月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343（平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休）

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込ませる

または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する



青森県消費生活センター
マスクोटキャラクター
デルミちゃん
® (C)2024